

琴歌譜大歌の歌曲名について (二)

——「宇吉歌」について——

武部智子

一、同一歌曲名の歌の検討

古事記の歌曲名と同一と考えられる琴歌譜の歌曲名の内、表記は異なるものの歌詞が同じものに「宇吉歌」と「酒坐歌」がある。本稿では「宇吉歌」について考察してみたい。

琴歌譜「宇吉歌」は古事記では「宇岐歌」と表記される。その歌詞は、

琴歌譜―美奈蘇曾久 於美能遠等米 保随理刀利
可多久刀礼 一説云刀良左祢 茲多可太久
夜可多久刀礼 保太利刀良須古
みなそそく おみのをとめ ほだりとり
かたくとれ 一説云とらさね したかたく
やがたくとれ ほだりとらすこ

古事記―美那曾曾久 淤美能袁登売 本陀理登良須母
本陀理斗理 加多久斗良勢 斯多賀多久
夜賀多久斗良勢 本陀理斗良須古
みなそそく おみのをとめ ほだりとらすも
ほだりとり かたくとらせ したかたく
やがたくとらせ ほだりとらすこ

とあり、琴歌譜と古事記の歌詞を比較すると、同一歌であることがわかる。

ウキについて古事記には、大国主神の条に「宇伎由比」の語があり、応神記矢河枝比売の条に「大御酒盞」、雄略記三重采女の条に「大御盞」「盞」「美豆多麻宇岐」の用例があり、それら全て酒杯を指す。諸注に、

① 酒盃を捧げる時の歌（全書、大系本、大系本記、古代歌謡集記）

② 酒を盃に注ぐ時の歌（全註解記、古代歌謡全注釈記）

③ 勸酒歌（全集本記、集成本記、学術文庫記）

④ 新嘗の宴の歌（記紀歌謡評釈）

⑤ 浮き浮きした調子の歌（詳解）

とあり「ウキ歌」は、酒宴の席で歌われる歌、酒宴で盃を持つ時に歌われる（乾杯の時など）と解することができる。

二、歌詞の内容と縁記の関係について

まず、歌詞の内容についてみてみる。本歌の歌詞の原文は前項に記したとおりである。この歌詞の中で「ホダリ」は未詳語であるが、記伝に「古は酒を注ぐ器なりし故に、此字を当たるなり。」と解釈していて、現在はほぼそれに従っている。「秀罇」の文字を当てその歌は諸注より

——水そそぐ 臣の少女 秀罇取り 堅く取れ

下堅く 弥堅く取れ 秀罇取らす子

と解釈することができ、その意味は、

——（水そそぐ）臣の少女よ。酒を注ぐ器を持ちなさい。

しっかりと、ほんとうにしっかりと持ちなさい。

ますますしっかりと持ちなさい。酒を注ぐ器をお持

ちになる少女よ。

（その少女の器を持つ手がしっかりとしているよう

に、貴人の命が堅固でありますように。またその御世が堅固でありますように）

となる（注1）。

さらに、節会場で実際に奏された譜詞に注目すれば、

——みなそそく おみのをとめ ほだりとり

かたくとれ ほだりと ほだりとらすこ

ほだりとり かたくとれ したかたく

やがたくとれ ほだりと ほだりとらすこ

とあり、繰り返しの多さが目立つ。これは前二段、後二段の構成で歌う大歌ということになるが、「ほだり」をA、「かたく」をBとすると一曲の構成は、

——みなそそく 臣のをとめ A B A A子

A B B B A A子

となりA「ほだり」六回と、B「かたく」四回を繰り返していることがわかる。つまり「酒を注ぐ器」を「しっかりと」持つことを強調しているといえる。

次に縁記について考えてみる。本歌には二つの縁記がある。まず、第一縁記は次の通りである。

①古事記云大長谷若建命坐朝倉之宮治天下之時長谷之百

枝槻下為豊樂是日亦卷日之遠杼比売献大御酒之時天皇

作此歌（注：「卷」は「春」の誤りと思われる）

縁記にあるように雄略記には、

是豊樂之日、亦春日之袁杼比売、献大御酒之時、天皇

歌曰、(一〇三歌、略) 此者宇岐歌也

とある。第一縁記が古事記の袁杼比売の物語と内容のみならず、表記の上でも一致していて、「宇岐歌」という歌曲名も一致していることがわかる。

雄略記には全部で十四首の歌謡があり、そのうち七首が妻争いの伝承(女性は四人)を伴い、五首が酒宴での歌である。

また歌曲名は「志都歌」(記九二〜九五、記一〇四)「天語歌」(記一〇〇〜一〇三)「宇岐歌」(記一〇三)の三曲。歌は九首に及ぶ。この歌曲名を見ても「志都歌」「宇岐歌」は琴歌譜の名称と同一であり、また各々の伝承自体も琴歌譜の縁記と同じである。この縁記に「豊樂」「大御酒を献る時」とあることに注目すれば、節会における歌としての性質は納得できる。

さらに、この第一縁記は、雄略天皇と春日の遠杼比売との結びつきを語るものであり、丸邇氏(以下ワニ氏と表記する)の伝承を考えておく必要があると思われる。なぜなら、遠杼比売は、古事記の伝承によれば「丸邇の佐都紀臣の女」である。つまり、ワニ氏の出身であるからである。

ワニ氏は考昭天皇の皇子、天押帯日子命(記)(紀では天足彦国押人命)の後裔と称する氏族で、特に五世紀から六世紀にわたって大和政権の王家と婚姻関係を結び、大和の古代

豪族としての勢力を誇示していた。後にはワニ氏は本拠地を北に移し、五世紀後半から六世紀頃以後春日氏と称するようになり、やがて、大宅・柿本・栗田・小野など多くの氏族へと分化していったとされる。

さらに、春日氏からも多くの后妃を出したが、中央政界で活躍して歴史上に名を残した者は非常に少なく、七世紀以後はほとんど見られず、他の同族と比較しても特徴的なことといえる。(注2)

ワニ氏出身の后妃としては、他に応神天皇に「丸邇之比布礼能意富美女、宮主矢河枝比売」が、仁賢天皇に「丸邇日爪臣女、糠若子郎女」(欽明天皇には「春日日爪臣女、糠若子郎女」とある)などが記されている。

次に、第二縁記である。

② 一云大長谷天皇未即位間初欲殺兄坂合部黒日子(皇子・右に朱書)与甥目弱王此時二王子遁行到於葛木津守村大臣家匿天皇遣使乞臣固争不出二王子与大臣並可殺此時大臣女子韓日売娘注云即天皇妃也見其父被殺而即哀傷作歌者

この縁記は「目弱王」と「韓比売」の物語である。古事記の伝承によれば、目弱王は安康天皇を殺害し、葛城氏 都夫良意富美(円大臣)(建内宿禰の曾孫)の家に逃げる。都夫

良意富美は、雄略天皇に娘と五箇所の「屯家」を献上する。その娘が「韓比売」で、雄略天皇との間に白髪命（清寧天皇）を生む。この歌は「目弱王」の一件で父が殺されるのを哀傷して作った歌とするが、物語の内容と歌詞とは合致しない。雄略紀には円大臣の妻の歌が、「臣の子は 袴の袴を 七重をし 庭に立たして 脚帯撫だすも」（紀74）と記されているが、これはまた別の歌である。本歌は、むしろ韓比売と雄略天皇との結婚の時の歌とすれば、歌意はよく理解できるし、第一縁記との関係からも、雄略天皇と葛城氏との結びつきを示すために必要であったのではないだろうか。

葛城氏は古代の中央氏族で、高魂命の五世の孫、剣根命を始祖とする神別の氏（直姓）のものと、武内宿禰の男、葛城襲津彦を始祖とする皇別の氏（臣姓）のものとがあり、ともに本拠地は、大和国葛城地方である。前者と後者は婚姻関係で結ばれていたが、古代文学の上で有名なのは後者である。葛城襲津彦の女、磐之媛が仁徳天皇の皇后となって以降、葛城氏は天皇家との婚姻を重ね、五世紀の天皇家の外戚として栄えた。

元祇紀五年七月条の玉田宿禰の記事は天皇家と葛城氏との間に対立が生じてきたことをものがたり、さらに、第二縁記の目弱王事件により、玉田宿禰の子、円大臣も、ともに雄略天皇に殺されたとある。皇位継承をめぐる天皇家との対立が決定的となり、葛城氏が没落したことを示すこの事件以

後、葛城氏の皇統譜関与は絶えることとなる。

この葛城襲津彦後裔氏族には、葛城朝臣・玉手朝臣・的臣・生江臣・阿芸那臣・布敷首・小家連・塩屋連・下神などの諸氏がある。

一方、前者の直氏は葛城地方の豪族として残存し、天皇直轄地である大和六県の一つ、葛城県の管理者となっていたと考えられている。（注3）

その葛城氏没落の原因となったこの事件をなぜ第二縁記として記載するのか考えてみたい。

三、第二縁記記載の意味

第一縁記でワニ氏との関係を伝えながら、第二縁記では葛城氏との関係を伝える。その真意は何なのであるか。

雄略という天皇は奈良（律令）時代においては、特別の意味をもつ天皇であったようである。

歴史面から井上光貞氏は、雄略天皇の即位にいたる経過を通じて雄略朝の王権の特徴をとらえ（注4）、また岸俊男氏は、『万葉集』巻頭に雄略天皇の歌が選ばれたのは、雄略天皇が当時の人々に古代を代表する天皇として意識されていたからではないかと指摘。その推論の例として『日本霊異記』の冒頭に雄略天皇の話が配されているのを挙げ、その他『新

撰姓氏録』などにも雄略朝に関係ある伝承が多いこと、さらに『日本書紀』の文章や紀年構成となった暦日が、雄略朝から元嘉暦によつていふことを挙げ、編纂の過程で雄略朝が一つの画期になつていふと指摘した(注5)。

文学上では、西宮一民氏が雄略天皇の一連の行動を

大長谷王は、皇位継承上の競争者を次から次へと屠つて

ゆく。(略)：外戚葛城氏の凋落もその渦中に吞まれ

たものであり、(略)：大長谷王は専制君主という「天

皇」の体質の創造者として描かれる(注6)。

と注釈する。

このように、雄略天皇は『万葉集』『日本霊異記』さらには『琴歌譜』においても最初に置かれる天皇である。古く三輪山の麓に都を置き、歴史上も『宋書』倭国伝のいわゆる「倭の五王」の武とされる。古代律令国家において歴史上、外国に認められ、その系譜につながる天武・持統両天皇にとつても専制君主としての「天皇」を意識させる重要な天皇との縁記は、節会において特に重要視されたのであろう。

このことについて、鈴木清民氏は、「武つまり雄略の即位にいたる話は、記紀に先にみた允恭没後の皇位継承の経緯の続きとして伝えられる。」とし、『日本書紀』の一連の記事をみて、

倭の五王の時代には葛城氏が外戚として栄えていたが、すでに允恭(済)のころより大王家と反目する間柄にな

つていた。あるいは大王家と葛城氏とによるいわば二頭政治が行われていたとみる説もある(直木孝次郎「葛城氏と大王家」『東アジアの古代文化』四一・四二)、また、

この葛城氏を倒した雄略の側の武力は、大伴氏・物部氏などの伴造系の力によつていたと考えられている(注

7)。

と述べる。

また加藤謙吉氏は、「五世紀後半に、ライバルとなる王族、および王室に匹敵する権力を有した葛城氏を打倒して誕生した雄略の王権を支えたのは、大伴・物部両氏に代表される大王直属の軍事的伴造氏族であつた。」とし、さらに井上光貞氏の軍事的専制王権は雄略朝から次代へと引き継がれていふという(注8) 指摘から、「いっぽう大伴・物部(大連)に対して、大和の在地方土豪を代表する執政官(大臣)が史上に姿をあらわすのは宣化朝の蘇我臣稻目以降と推測される(前掲拙著)(注*)、平群氏の執政記事が先のように否定される(注9)とすれば、雄略後の王位継承を左右したのは、大伴・物部ら軍事的伴造氏族であると考えざるを得ない。」と述べられている(注9)。

以上を総合して考えてみると、古代の大豪族葛城氏は仁徳天皇との強力な結びつきから、履中・反正・允恭三天皇の外戚として政治の中心へと躍り出るが、一方先帝であり父帝である応神天皇、仁徳天皇に続き、雄略天皇の時代においても

ライバル氏族であるワニ氏の存在があった。

また古い時代、都が飛鳥にあった時は、葛城氏の本拠地は、都から遠望することができ、葛城氏は都中の人々に大きな威厳をもつて存在しえたのであろう。ところが、都が中河内、難波へと移ると外から葛城氏の権力を見せ付けることが困難になり、娘を宮中へ入れることで、その存在を示したのではないだろうか。ところが、軍事的な利害のつながりから葛城氏は滅ぼされてしまう。その後、同系の蘇我氏もまた乙巳の変において衰微し滅んでしまう。

さらに、律令国家の形成と共に、藤原京から平城京へ都が移ると、平城京の郊外には、当時の藤原氏の本拠地春日の地が、都の中からも認められるようになる。

正月元日節の大歌に、ワニ氏との関係を示す縁記をもつ「宇吉歌」を奏することは、葛城氏と同様、建内宿禰の後裔氏族側としては歯がゆい思いがあったのではないだろうか。また一方天皇家側としては、専制君主としての立場から、この歌の第二縁記として、葛城氏の伝承を記載する必要があったと考えたい。

繰り返しなるが、まとめておくと葛城氏は古い時代の大豪族である。神功・応神・仁徳記に勢力を拡大し、天皇と深い関係を結んでいく。しかし、記紀をはじめ、奈良朝の筆録時期には、すでに過去の氏族となっていた。まして琴歌譜筆録

期である弘仁年間ともなれば、奈良時代の有力氏族ですら新興氏族との間で勢力争いの攻防戦上にあったとされる。

第二縁記により古い氏族である葛城氏の伝承を伝えるには、それなりの理由があったと考えるのが妥当であろう。奈良時代（平城京を中心とした時代）以降藤原氏が隆盛を誇る中、葛城氏につながる同系、傍系氏族はかつて政治の中心にいた事実を伝えておく必要を強く感じていたのではあるまいか。

第一縁記に載る春日にまつわるワニ氏の伝承は、平城・平安朝の藤原氏の繁栄振りを考えれば、正月元日節に同族の繁栄等と相まって、伝えるには至極当然の成り行きであるが、古い豪族の葛城氏にとつては、この縁記に込められた同族の繁栄そのものが過去のものとなっており、ここに改めて書き留めておく必要を感じていたことは想像に難くない。

かつて、「琴歌譜注釈稿」の中で、第二縁記記載の理由を、「大臣女子韓日女郎、注云、即天皇妃也」の部分につきる（注10）としたが、それとともに「天皇」とその「臣」との関係もどうかができる。

四、「ウキ歌」の歌曲名について

第一縁記から同一伝承、同一歌詞、同一歌曲名と考えられ

「豊楽」の宴席での歌という内容から、ウキ歌は（酒を受け
る）盃¹¹ウキであることは異論のないところである。

では、ウキ歌は①酒を受ける時の歌か②盃を捧げる（¹²乾
杯）の時の歌かを考えてみたい。①であるならば、これは服
従を表す行為であるが、②であるならば、天皇の或いはこの
御世の繁栄を願う行為であると考えられるからである。

そこで、この歌が歌われる場、つまり宮廷歌謡の「ウキ歌」
として正月元日節で奏することの意味を考えてみたい。

少し長くなるが、以下に前之園亮一氏の「蘇我氏の同族」
としてまとめられたもの（注11）の中から共飲共食や武内
宿禰後裔について紹介したい。

大化以前の大王と武内宿禰後裔の上位氏族とは、大臣任
命のときにかぎらず新しい大王の即位など、事あるごと
に共飲共食の儀式をとりおこなうことによって、相互の
結合・統属の関係を維持・強化したのではあるまいか。
ただし、大王と彼らは完全に対等というわけではなく、
共飲共食の儀礼に必要な酒食・料理人・給仕などは武内
後裔が負担し、大王はもっぱら饗応にあずかる立場にあ
ったのであろう。そのような意味で、すでに共飲共食の
段階から武内後裔の上位氏族が、儀礼として大王の食膳
に奉仕する役割を有していたと考えられるのであるが、
それは、大王への絶対的な臣従・服属のしるしとしての

食膳奉仕ではなく、大王と彼らとの連合・協力のきずな
を固めるためのものであった。

ところが、五世紀末以降は、「大王への臣従を誓い主従関
係のきずなを固めるための共飲共食、言い換えれば服属儀礼
としての食膳奉仕に変わっていったと推測できる。」と述べ
ている。そして服属儀礼としての食膳奉仕について、岡田精
司氏は、

共同体における春の農耕儀礼（国見）に源を発し、

- ① 小国家の族長による「国占め」
- ② 征服戦争における敗者からの食物供献
- ③ 毎秋の新嘗祭と結合したヲスクニ（食国）儀礼
- ④ 天皇の即位儀礼の大嘗祭に定着し形式化

と展開した（注12）ことを示し、また泉谷康夫氏は、「記
紀」および「風土記」より

- ① 神宝を奉獻して服属のあかしとする物語
- ② 服属に際してわざをぎ（俳優）の民となる誓いをす
る物語
- ③ 食べ物を整え饗応して恭順の意をあらわす物語
- ④ 服属し恭順の意をあらわすために屯倉や部民を設置
する物語

の四類型に分類できる（注13）と紹介し、以下に大化以前
から大王への食膳奉仕をする職務を専門とした阿倍臣・膳
臣・穴人臣・安曇連ら以外で武内後裔の中にもいることを詳

細に調べられている。

それは、天武朝末の朱鳥元年（六八六）から六国史最後の『日本三代実録』が終わる光孝天皇仁和三年（八八七）までの約二〇〇年間の律令官制の内膳司・大膳職・大炊寮・造酒司・主水司・園池司・主膳監・主奨署などの食膳関係官司の長官・次官・判官に任命された人々を調査されたものである。琴歌譜の筆録期間は弘仁年間（八一〇〜八二四）とされるので、丁度この期間と重なることとなる。また参考とする貞観儀式もこの期間に含まれる。

この調査内容で注目しておきたいのは、大膳職と造酒司である。奈良時代の大膳職の大夫は一〇件が諸王で、皇親を補任する排他的慣例があるようであるが、紀朝臣が一人任命されているのである。亮・員外亮も諸王二件、元皇親四件に次いで武内後裔三件、高橋朝臣一件となっている。平安時代に入っても武内後裔は亮に二人補任されている。

また、造酒司の正の補任も、武内後裔が奈良時代に一件、平安時代には三件みられるのである。

そして全ての数から前之園亮一氏は「武内後裔は大化以前に服属儀礼として大王の食膳に奉仕する役目を負っていたからこそ、その伝統が奈良時代まで保持されて食膳関係官司への多数の補任となってあらわれたと解釈できるであろう。」と述べられている。

前に挙げた大膳職は朝廷の儀式・饗宴に供するもろもろの料理を作り、造酒司は天皇や朝廷の儀式に供する酒・醴を造る事を職務としていたという。つまり、この二つの役目は服属儀礼に結びついた宴に関連するということがわかる。そしてこれらの宴には歌舞音曲の奏上が伴うのである。

確かに古事記の歌曲名のある宮廷歌謡全四十一首の内、二十九首が仲哀（神功）・応神・仁徳・允恭・雄略記に記載されている。これらの天皇達は全て葛城氏と結びついている。さらに、それらを含む古事記歌曲名十二曲中、六曲が琴歌譜歌曲名十八曲中の大歌六曲と重なるのである。（以下番号「歌曲名」縁記の順で列記する。なお、それぞれの歌については拙稿「歌曲名・歌詞一覧 参照 注14」）

大歌六曲の縁記は

- 1 「茲都歌」①雄略 ②垂仁
- 2 「歌返」①仁徳 ②神功 ③応神
- 1 3 「余美歌」①景行
- 1 4 「宇吉歌」①雄略 ②雄略
- 2 0・2 1 「酒坐歌」①神功
- 2 2 「茲良宜歌」①允恭

の内容を載せている。

ここで歌曲名の重なる古事記の伝承をみてみると、

A、記39・40「酒楽歌」は神功皇后が太子（応神）

に献酒する時の歌と、太子に代わって建内宿禰が答えた歌。

B、記57〜61、63、74「志都歌の歌返」の74以外は仁徳天皇と太后石之日売命との歌。74は仁徳天皇の御世の歌。

C、記78「志良宜歌」は軽太子が軽大郎女と通じた時の歌。

D、記89・90「読歌」は軽太子と軽大郎女が再会した時の歌。

E、記92〜95、104「志都歌」の内、92〜95は雄略天皇と赤猪子の歌。

104は雄略天皇と袁杼比売命の歌。

F、記103「宇岐歌」は雄略天皇と袁杼比売命の歌となる。その歌われた背景は、

A、太子の禊のため、建内宿禰が若狭（御食国）へ行って帰った時の献酒、謝酒の時。

B、太后、豊樂するための御綱柏を採りに行っている間。

C・D、皇太子である軽太子がまだ即位していない間に軽大郎女と通じた事。

E、赤猪子が雄略天皇に結納の品を持参した時。

F、豊樂の日、大御酒を献じた時。

となり、対応する歌曲名と縁記とは、

1とEが雄略天皇

2とBが仁徳天皇

13とDが無し

14とFが雄略天皇

20・21とAが神功皇后

22とCが允恭天皇とそれぞれが対応している。

これのみをみただけでも、建内宿禰に代表される葛城氏と宴の結びつきがみてとれる。

特に、仁徳記記載の歌謡には葛城襲津彦の娘石之日売命や建内宿禰が直接歌ったとされる歌が多くみられる。さらに、古事記歌謡についていえば、垂仁記から景行記のヤマトタケル西征までは出雲建の伝承に一首あるのみとなっているが、ヤマトタケル東征から顕宗天皇（履中天皇の子）にかけては非常に多くの歌が伝承されている。中でも、仲哀記から仁徳記にかけての歌の場には建内宿禰が頻繁に登場する。

さらに、記紀の歌曲名を伝える前述以外の伝承は神話を除いて、景行記「思国歌」「片歌」「大御葬歌」、神武紀「来目歌」、景行紀「思邦歌」となる。

記紀両書の景行天皇の条の歌は、前述のヤマトタケル東征中の歌で、そのヤマトタケルは、仲哀天皇の父、応神天皇の祖父、仁徳天皇の曾祖父にあたる。また古事記ではヤマトタケルは討伐に、久米直の祖、七拳脛を「恒に膳夫として従ひ仕へまつりき」とある。その久米氏は神武紀で「来目歌」を「今樂府に此歌を奏ふ時は、なほ手量の大きき、また音声

の巨き細き有り。此は古の遺式なり。」の一文とともに伝承されているが、神武記には同一歌を六首載せるが「久米歌」の名称は記されていない。

次に、琴歌譜に目を向けると、前述のように縁記には垂仁天皇の伝承と、17・18・19「阿遊陀扶理」の景行天皇の皇子として成務天皇の誕生に関する伝承が記載されているが、そのことについてここに少し触れておきたい。

垂仁天皇は丹波の比婆須比売命との間に景行天皇をもうけるが、この垂仁記で特に注目することは多遲摩毛理の伝承である。多遲摩毛理は常世国に派遣されて、時じくのかくの木の実（橘）を持ち帰ったという。この人物は新羅国国主の子、天之日矛の子孫とされ、その系譜には葛城之高額日売命が載り、それは神功皇后の母と伝えている。ここでも葛城氏との関連がうかがえる。なお、橘は『延喜式』内膳司条によれば、新嘗祭供御料として重要なものである（注15）という。

今一人、成務天皇であるが成務記には「建内宿禰を大臣として」とある。

こうしてみると、琴歌譜の縁記は全て葛城氏の伝承と推測することができまいか。

さてここで、改めて宴と酒杯の観点から、この歌が歌われた元日節会を考えると見るとき、①酒を受ける時の歌も②盃を

捧げる時の歌も関連あることであるが、縁記内容から考えればもちろん第一縁記（あるいは古事記）がふさわしい。なぜなら「豊楽」の宴席で歌われたというからである。

ところが、第二縁記の内容が、元日節にふさわしくないにもかかわらず、謀反人を匿った罪に値する円大臣、つまりは葛城氏が滅亡する契機となった伝承をわざわざ記載する必要があるのだろうかという疑問がわいてくる。やはりここは宮廷儀礼としては、「天皇」と「臣」のこととして、葛城氏のかわらぬ忠誠心と韓比売の子が世を継ぐという意味合いをもつて、①と②の両方の意を表現する歌詞の内容とするのが順当であろう。

その意味で歌詞「ホダリトラスコ」とは、「ホダリ」＝稲の穂が重く垂れ下がる豊かな国土を「トラスコ」＝引き継ぐ子の意を重ね、特に「コ」は娘（韓比売）であり、その子である後の清寧天皇であり、それは皇統を継ぐものを意味し、さらには臣下全てを指していると考えられはしないだろうか。

つまり、平安な世に、永遠に続く天皇の世を新しい年の初めに歌い、「君」「臣」の誓い新たに節会を開く意味をこの歌詞は伝え、正月元日節で歌われていると考えられる。

(注1) 神野富一・武部智子・岡野裕恵・福原佐知子「琴歌
譜注积稿(三)」『甲南国文』

(注2) 『國史大辭典』3 吉川弘文館 一九八五

『上代文学研究事典』 おうふう 一九九六

(注3) 『國史大辭典』16 吉川弘文館 一九八五

『上代文学研究事典』 おうふう 一九九六

(注4) 井上光貞「雄略天皇とその時代」『飛鳥の朝廷』

日本の歴史3 小学館 一九七四

(注5) 岸俊男「画期としての雄略朝」『日本政治社会史研

究』上 塙書房 一九八四

(注6) 西宮一民校注 新潮日本古典集成『古事記』

二三八〜二三九頁頭注 新潮社 昭和57

(注7) 鈴木清民「武(雄略)の王権と東アジア」『古代を

考える 雄略天皇とその時代』 吉川弘文館

一九八八

(注8) 井上光貞「雄略朝における王権と東アジア」『東ア

ジア世界における日本古代史講座』4 学生社
一九八二

(注*) 加藤謙吉『蘇我氏と大和王権』 吉川弘文館

昭和58

(注9) 加藤謙吉「応神王朝の衰亡」『古代を考える 雄略

天皇とその時代』 吉川弘文館 一九八八

(注10) (注1) に同じ

(注11) 前之園亮一「蘇我氏の同族」『古代を考える 蘇

我氏と古代国家』 吉川弘文館 一九九一

(注12) 岡田精司『古代王権の祭祀と神話』 塙書房

一九七〇

(注13) 泉谷康夫「服属伝承の研究」『日本書紀研究』

第四冊 塙書房 一九七〇

(注14) 拙稿「琴歌譜大歌の歌曲名について(一)——「歌

返」と「余美歌」を中心に——」『甲南国文』

(注15) 西宮一民校注 新潮日本古典集成『古事記』

一五三頁頭注 新潮社 昭和57